

公募型プロポーザル方式実施要領

令和3年度市内事業者向け省エネ・ESGセミナー運営業務 業務委託 実施要領（公募型プロポーザル）

1 案件名称

令和3年度市内事業者向け省エネ・ESGセミナー運営業務

2 業務内容に関する事項

- (1) 業務の目的及び業務内容
別紙「委託仕様書」のとおり
※同仕様書は、委託契約時に基本となる仕様書とするが、採択された企画提案書の内容を踏まえ、調整のうえ、確定する。
- (2) 事業規模（契約上限額）
金1,200千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- (3) 契約期間
契約締結の日から令和4年3月31日まで
- (4) 費用分担
受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、本市は、契約金額以外の費用を負担しない。

3 契約に関する事項

- (1) 契約の方法
神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。なお、市は受注者と協議の上、企画提案された内容の一部変更を求めることがある。
また、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をせず、契約締結後に判明した場合は契約を解除する。
- (2) 委託料の支払い
業務完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払う。
- (3) 契約書案
別紙（頭書及び委託契約約款）参照
- (4) その他
契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約を解除する。

4 参加資格等

次に掲げる条件（1）～（10）のすべてに該当すること。

- (1) 本業務に関する目的の達成、計画の遂行及び業務の実施に必要な資格、組織、人員、設備等を有すること。
- (2) 企業、民間団体等、本業務に関する委託契約を本市との間で直接締結できる団体であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 神戸市内に本店を有すること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続き又は再生手続きを行っている者でないこと。
- (6) 参加申請関係書類の提出期間の最終日から契約候補者選定までの間に、神戸市指名停止要綱（平成6年6月15日市長決定）による指名停止又は指名留保の措置期間中でない者であること。

- (7) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (8) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体，暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体でないこと。
- (9) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成 22 年 5 月 26 日市長決定）第 5 条に該当しないこと。
- (10) 複数の事業者等により構成される共同企業体の場合，次のア～オを満たすこと。
 - ア 全ての構成員が（2）～（9）の要件を全て満たすこと。
 - イ 企画提案書提出後の代表事業者及び構成事業者の変更は，原則として認められない。
 - ウ 神戸市との連絡調整は，代表構成員が行い，委託契約に係る事務処理についても代表構成員の名義で行うこと。
 - エ 代表構成員の出資比率は，構成員中最大とすること。
 - オ 構成員は，他の共同企業体の構成員以外で構成すること。また，当該構成員は，単独で本業務の提案者として参加していないこと。

5 スケジュール

- | | |
|-------------------|--------------------------|
| (1) 公募開始 | 令和 3 年 7 月 14 日（水） |
| (2) 参加申請関係書類の提出期限 | 令和 3 年 7 月 28 日（水）17 時まで |
| (3) 参加資格決定通知 | 令和 3 年 8 月 5 日（木）までに回答予定 |
| (4) 質問受付締切 | 令和 3 年 7 月 30 日（金）17 時まで |
| (5) 質問に対する回答 | 令和 3 年 8 月 6 日（金）までに回答予定 |
| (6) 企画提案書の提出期限 | 令和 3 年 8 月 27 日（金）17 時まで |
| (7) 企画提案会の開催 | 令和 3 年 9 月上旬（予定） |
| (8) 選定結果通知・公表 | 令和 3 年 9 月中旬（予定） |
| (9) 契約締結・業務委託開始 | 令和 3 年 9 月下旬（予定） |

6 応募手続き等に関する事項

- (1) 参加申請手続き及び参加資格決定通知
 - ア 受付期間
令和 3 年 7 月 14 日（水）から令和 3 年 7 月 28 日（水）17 時まで（必着）
 - イ 提出書類
次の書類を受付期間内に提出すること。

提出書類	様式	部数
参加申請書	1	各 1 部
公募型プロポーザル参加資格確認書	2	
団体概要 ※共同企業体での参加を希望する場合，様式 6 を使用	3	
神戸市契約等からの暴力団関係者排除に係る誓約書	4	
共同企業体結成届出書 ※共同企業体での参加を希望する場合のみ	5	
（共同企業体応募の構成団体用）団体概要 ※共同企業体での参加を希望する場合のみ	6	
神戸市物品等競争入札参加資格（写し）	—	
法人登記簿謄本（又は登記事項全部証明書）及び納税証明書 （国税及び地方税） ※神戸市物品等競争入札参加資格を持たない者のみ ※いずれも提出日以前 3 か月以内に発行された原本を提出	—	

- ウ 提出方法

郵送による。受領後、本市より E メールにてその旨を連絡する。

エ 提出先

「9 書類等提出先・問合せ先」のとおり

オ 参加資格決定通知

令和3年8月5日（木）までに書面により通知する。

カ 参加の辞退

参加申請書提出後、公募型プロポーザル参加を辞退する場合は、参加辞退届（様式7）を「9 書類等提出先・問合せ先」へ提出すること。なお、届出受領後、本市より改めて参加辞退の意思確認を行うことがある。

(2) 質問の受付

ア 受付期間

令和3年7月14日（水）から令和3年7月30日（金）17時まで

イ 質問方法

「9 書類等提出先・問合せ先」に電子メールで問い合わせることとする。質問書は様式8を使用すること。その他の手段による質問は受け付けない。

ウ 回答

原則として参加資格者全員へ電子メール（BCC）にて令和3年8月6日（金）までに回答する。回答時、質問者の氏名は公表しない。なお、本市の回答は、実施要領及び仕様書等を補足する効力を有するものとする。

(3) 企画提案書等の提出

ア 受付期間

令和3年8月6日（金）から令和3年8月27日（金）17時まで（必着）

イ 提出書類及び提出部数

①見積書（様式9）及び経費内訳書（様式任意）・・・1部
（厳封の上、提出すること）

②企画提案書（様式任意）・・・10部（PDFデータもあわせて提出）

ウ 企画提案書の規格等

項目	内容
用紙サイズ	A4 サイズ
ページ数	20 ページ以内（表紙や添付資料を含む） 表紙を付けること。
文字サイズ	10.5 ポイント以上
必須記載項目	委託仕様書及び別添審査基準表を踏まえ、次の内容を記載すること。 ・本業務に対する考え方、実施方針 ・実施体制 ・プログラムの内容（時間配分、登壇者の講演内容、形式等） ・登壇予定の講師及び選定理由 ・開催予定の会場及び選定理由 ・セミナーの広報手段、スケジュール ※中小事業者が主なターゲットであることを考慮すること ・セミナーの申込方法 ・契約締結から開催までのスケジュール ・開催日当日の設置・撤去も含めた進行 ・オンライン配信の方法 ・生じるトラブルやリスク及びその対応策

エ 提出方法

郵送による。受領後、本市より E メールにてその旨を連絡する。

オ 提出先

7 選定に関する事項

(1) 選定基準

審査は、別添審査基準表に基づき、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

(2) 選定方法

ア 本企画提案の審査については、事務局及び本業務の委託事業者選定委員会が行う。

イ 企画提案会

①開催日

令和3年9月上旬（予定）

②場所

環境局会議室（中央区磯上通7丁目1番5号 三宮プラザ EAST B1F）

③内容・方法

- ・参加資格者は企画提案書に記載した内容についてプレゼンテーションを行う。プレゼンテーションの手段は任意とする。
- ・プレゼンテーション時間は15分以内とし、選考委員からのヒアリング時間を15分程度とする。（説明時間には機材等設定時間を含む。なお、応募者が多数の場合は、説明時間を変更する場合がある。）
- ・参加資格者は、企画提案会当日、説明に際して必要となる機材（プロジェクター、スクリーンを除く）、データ（パワーポイントなど）を用意すること。
- ・選定委員は、企画提案書及びプレゼンテーションの内容について審査し、別添審査基準表の審査項目に沿って、100点満点で評価を行う。各委員の点数の平均点を評価点とし、評価点が一定点数（平均60点）以上、かつ最も高い応募者を委託候補者とする。

※日時・場所・内容の詳細については、開催予定の2営業日前までに事務局より参加資格者に対して開催案内を送付する。

※原則対面で実施するが、新型コロナウイルス感染症の感染状況等に伴い、オンライン形式等に変更する場合がある。

※企画提案会を欠席した場合は失格とし、選定対象から除外する。

ウ 審査は、委託候補者の優先順位を決定するものであり、本市は、審査の結果優先順位の最も高かった委託候補者と、委託契約の締結に向けた仕様書等の詳細協議を行うものとする。

エ 委託候補者と協議し、仕様等契約内容について合意した場合は、契約を締結する。

契約内容については、別紙「仕様書」及び委託候補者の提案書の内容を踏襲するものとするが、やむを得ず契約内容の変更を要する場合は、契約時において本市と委託候補者との協議・調整の上内容を決定する。

なお、優先順位の最も高かった委託候補者と協議し、合意しなかった場合は、次順位の委託候補者との協議を行う。また、以降も同様とする。

オ 審査の結果、評価点が最も高い事業者が複数いる場合は、審査基準表における「(2)セミナーの内容」の合計得点を比較し、点数が高い者を委託候補者とする。

なお、同点の場合は、くじ引きにより決定する。

カ 企画提案書で表明された内容については、そのまま契約の基本方針となるため、実現が確約されることのみを表明すること。なお、セミナーの講師については、先方の承諾を得ていない等想定段階の候補者を記載しても構わないが、想定段階であることを明記すること。契約段階で企画提案書の内容から大きな変更が生じた場合は、次点の応募者と契約を締結する場合がある。

(3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること
- イ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと
- ウ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること
- エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

(4) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は令和3年度9月中旬を目途に、決定後速やかに全ての参加者に通知し、また、本市ホームページに掲載する。本市ホームページには、選定した事業者名と評価点、他の応募者の評価点を掲示する。

8 その他

提案に要する費用、条件等

- ア 企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
- イ 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に、応募者に無断で使用しない（神戸市情報公開条例に基づく公開を除く）。
- ウ すべての企画提案書は返却しない。
- エ 期限後の提出、差し替え等は認めない。
- オ 参加申請後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。

9 書類等提出先・問合せ先

〒651-0086 神戸市中央区磯上通7丁目1番5号 三宮プラザ EAST 2F
環境局環境保全部環境都市課
電話番号 078-595-6214
E-Mail : eco_office@office.city.kobe.lg.jp